シナネン HOME でんき

（マーケットリンク）（低圧）料金表

目　　次

1　適用対象となるお客さま……1
2　料金表の変更……1
3　料金単価に係る消費税等相当額……1
4　電気料金……1
5　日割計算の算定式……4
6　環境配慮料金……4
7　解約事務手数料……4
8　確認事項……4
9　その他……5
附　則……6

シナネン HOME でんき低圧
（マーケットリンク）料金表

1　適用対象となるお客さま

このシナネン HOME でんき（マーケットリンク）（低圧）料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネン HOME でんき（マーケットリンク）（低圧）」が適用されるお客さまに適用いたします。

2　料金表の変更

(1)　当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。

(2)　消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3　料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4　電気料金

(1)　電気料金は、託送料金相当額、電力量料金、市場連動手数料（管理手数料及び容量拠出金等料金）に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(2)　託送料金相当額

一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づく、接続送電サービス料金の基本料金と電力量料金の相当額の合計とします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金が変更された場合には、当社は、それに応じて、イおよびロの表に記載される料金を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

イ　接続送電サービス料金の基本料金相当額（託送基本料金相当額）は次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金相当額は、半額といたします。

エリア	託送基本料金相当額	
北海道エリア	契約電力 1kW につき	664 円 40 銭
東北エリア	契約電力 1kW につき	630 円 30 銭
東京エリア	契約電力 1kW につき	731 円 97 銭
中部エリア	契約電力 1kW につき	550 円 00 銭
北陸エリア	契約電力 1kW につき	539 円 00 銭
関西エリア	契約電力 1kW につき	460 円 90 銭
中国エリア	契約電力 1kW につき	568 円 70 銭
四国エリア	契約電力 1kW につき	554 円 40 銭
九州エリア	契約電力 1kW につき	571 円 44 銭
沖縄エリア	契約電力 1kW につき	797 円 20 銭

ロ　接続送電サービス料金の電力量料金相当額（託送従量料金相当額）は次のとおりとします。

エリア	託送従量料金相当額	
北海道エリア	使用電力量 1 キロワット時につき	4 円 46 銭
東北エリア		8 円 57 銭
東京エリア		4 円 54 銭
中部エリア		6 円 07 銭
北陸エリア		4 円 69 銭
関西エリア		4 円 69 銭
中国エリア		6 円 07 銭
四国エリア		5 円 97 銭
九州エリア		5 円 58 銭
沖縄エリア		7 円 59 銭

(3)　電力量料金

電力量料金は、以下の計算式により算出します。

【計算式】

（30 分毎のエリアプライス※1+売買手数料※2）÷（1 - エリア損失率※3）×1.1（消費税等相当額）×30 分毎の使用電力量

※1「**エリアプライス**」とは、日本卸電力取引所のスポット取引市場における、お客さまの需要場所が存するエリアの 30 分単位のエリアプライス（円/kWh）をいいます。なお、スポット取引市場取引の停止により当該エリアプライスを参照することができない場合、インバランス料金情報公表ウェブサイトにおいて公表される、該当するエリアの 30 分単位ごとのインバランス単価（速報値）

をエリアプライスとして適用いたします。

※2「**売買手数料**」とは日本卸電力取引所のスポット取引売買手数料のうち約定従量制にかかる金額（0.03 円/kWh（税抜））をいいます。なお、日本卸電力取引所の公表するスポット取引市場の売買手数料が変更された場合には、当社は、それに応じて、売買手数料を変更することができるものとします。

※3「**エリア損失率**」とは、一般送配電事業者が託送供給等約款又はその他の方法により公表する数値として、以下のとおりとします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され当該約款に定める損失率が変更された場合には、当社は、それに応じて、以下の表に記載されるエリア損失率を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

エリア	エリア損失率
北海道エリア	7.9%
東北エリア	8.5%
東京エリア	6.9%
中部エリア	7.1%
北陸エリア	7.8%
関西エリア	7.8%
中国エリア	7.7%
四国エリア	8.1%
九州エリア	8.6%
沖縄エリア	6.4%

(4) 市場連動手数料

市場連動手数料は、以下の管理手数料と容量拠出金等料金の合計とします。

イ　管理手数料

管理手数料は以下のとおりとします。ただし、当社は、毎年度、管理手数料を変更するものとし、前年度の 1 月末頃、翌年度の管理手数料について、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

1 キロワット時につき	4 円 40 銭

ロ　容量拠出金等料金

エリア	容量拠出金等料金
北海道エリア	1.98 円/kWh
東北エリア	1.65 円/kWh
東京エリア	1.65 円/kWh

中部エリア	1.65 円/kWh
北陸エリア	1.65 円/kWh
関西エリア	1.65 円/kWh
中国エリア	1.65 円/kWh
四国エリア	1.65 円/kWh
九州エリア	1.98 円/kWh
沖縄エリア	0 円/kWh

ただし、当社が当該年度に負担する容量拠出金の負担額に応じて、容量拠出金等料金の額は、毎年度、変動するものとし、前年度の 1 月末頃、翌年度の容量拠出金等料金について、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

5　日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

①　託送基本料金相当額を日割りする場合

$$1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし，約款第 19 条ハに該当する場合は,

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の暦日数}} \text{とします。}$$

6　環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯する環境配慮メニューは次のとおりとします。

実質再エネ比率 100%メニュー	1 キロワット時につき	0 円 99 銭

7　解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円

8　確認事項

シナネン HOME でんき（マーケットリンク）低圧は、電気の卸電力市場における市場価格に連動して料金が変動する契約種別であり、市場価格の高騰時には、お客さまが当社に支払う電気料金が上昇するリスクがあります。また、当社は、シナネン HOME でんき（マーケットリンク）低圧が、他の契約種別よりも安価であることを保証するものではありません。

9　その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附　　則

1　料金表の実施期日

この料金表は、令和 8 年 4 月 1 日から実施いたします。